

保 育 所 等 監 査 資 料（公立・私立共通）

○添付書類

- (1)前年度事業報告書
 (2)本年度事業（運営指導）計画書
 (3)直近月の勤務割表（写）
 (4)施設平面図
 (5)施設パンフレット等
 (6)保育士配置特例に関する届出書（写）※保育士配置特例を適用している保育所のみ
 (7)全体的な計画

} 公立は不要

■記入上の注意事項

- (1) 指導監査事項の各項目ごとに、当該施設の前年度実績又は資料作成日現在の状況に基づいて記載すること。
 (2) 「自己点検」欄は下記の基準で○印を付けるか、該当以外の選択肢を削除すること。該当がない場合はその旨記載すること。
 A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない
 (3) 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。ただし、※（適・要検討・否）には○印をつけないこと。

施設名		運営主体		
所在地	(〒) (TEL: FAX:)	運営主体代表者氏名		
所長（園長）名		資料作成日現在の 児童数の状況 (保育所型認定こども園の場 合1号認定の児童含む)	入所児童数 人	利用定員 人
施設認可日	年 月 日	資料作成日	年 月 日	
監査対応職員等 氏名		指導監査日	年 月 日	
		福祉サービス第三者評価 又は ISO9001の直近の受審日	年 月 日	

本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。（ただし、※は参考資料となるもので、本資料中「根拠法令等」の欄には記載されていません。）

法	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
社福法	社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)
虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日号外法律第79号）
最低基準	平成24年12月21日新潟市条例第77号「新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
保育指針	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」
平8福第329号	平成8年5月22日福第329号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設の長について」
平10児発第73号	平成10年2月13日児発第73号児童家庭局長通知「保育所への入所の円滑化について」
平10児保第3号	平成10年2月13日児保第3号児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」
平10児発第85号	平成10年2月18日児発第85号児童家庭局長通知「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」
平10児発第86号	平成10年2月18日児発第86号児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」
平10文初幼第476号	平成10年3月10日文初幼第476号文部省初等中等教育局長、厚生省児童家庭局長通知「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」
平10児第1357号	平成10年3月25日児第1357号新潟県福祉保健部長通知「保育所に備えるべき帳簿について」
平10児発第302号	平成10年4月9日児発第302号児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」
平10児発第305号	平成10年4月9日児発第305号児童家庭局長通知「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」
平12児発第296号	平成12年3月30日児発第296号児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」
平12児発第471号	平成12年4月25日児発第471号児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」
平29社援発0307第6号	平成29年3月7日社援発0307第6号大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長通知 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
平13雇児保第10号※	平成13年3月30日雇児保第10号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」
平13雇児保第11号	平成13年3月30日雇児保第11号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」
平13雇児総発第402号	平成13年6月15日雇児総発第402号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
平13雇児発第488号※	平成13年7月23日雇児発第488号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
平14雇児総発第0318001号	平成14年3月18日雇児総発第0318001号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
平14福第174号	平成14年4月25日福第174号新潟県福祉保健部長通知「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針について」
平14雇児総発第111101号	平成14年11月11日雇児総発第111101号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
平15雇児発第1201001号※	平成15年12月1日雇児発第1201001号雇用均等・児童家庭局長通知「保育士登録の円滑な実施について」
平16雇児発第0120001号	平成16年1月20日雇児発第0120001号「児童福祉施設における衛生管理等について」
平16消防庁告示第9号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果 についての報告書の様式を定める件
平17社援発第0222002号	平成17年2月22日社援発第0222002号健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設における 感染症等発生時に係わる報告について」

平17雇児発第0513003号	平成17年5月13日雇児発第0513003号雇用均等・児童家庭局長通知 「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」
平18雇児総第0628001号	平成18年6月28日雇児総第0628001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設に設置している遊具の安全管理の強化について」
平18雇児総第0803002号	平成18年8月3日雇児総第0803002号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における事故の防止について」
平18福第118号	平成18年4月19日福第118号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における事故防止の徹底について（通知）」
平19厚告示第289号	平成19年8月28日厚生省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」
平19社援基発第1226001号	平成19年12月26日社援基発第1226001号社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策の一層の徹底について」
平23雇児保発1028第1号	平成23年10月28日雇児保発1028第1号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」
平25児第604号	平成25年9月2日児第604号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知「非常災害に関する具体的計画の策定について（通知）」
平26府政共生第859号	平成26年9月10日府政共生第859号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」
平27雇児発0331第17号	平成27年3月31日雇児発第0331第17号雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等における准看護師の配置に係る特例について」 ※令和4年11月30日事務連絡 厚生労働省子ども家庭局保育課「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」
平27府子本第271号	平成27年8月21日府子本第271号「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」
平27府子本第391号	平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部参事官通知「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」
平28雇児発0218第2号	平成28年2月18日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）」
令7新幼運第976号	令和7年3月11日新潟市こども未来部幼保運営課長通知「保育施設における保育士配置に係る特例について（通知）」
平28府子本第192号	平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」
平30子保発第0330第2号	平成30年3月30日子保発第0330第2号 厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」
令5こ成保21	令和5年4月21日こ成保21 こども家庭庁成育局長「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」
令8こ成安第45号	令和8年3月30日こども家庭庁成育局長通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」
令8こ成保306	令和8年4月8日こども家庭庁成育局長通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」
大量調理マニュアル	平成29年6月16日生食発0616第1号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
感染症ガイドライン	令和5年10月10日こ成基第109号「保育所における感染症ガイドライン」
労基法	労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)
労安規則	労働安全衛生規則（昭和47年9月30日号外労働省令第32号）
消防法	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
水防法	水防法(昭和24年6月4日法律第193号)
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年 5月 8日法律第57号）
津波法	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和36年4月1日号外自治省令第6号）

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
第 1 保育所入所者処遇に関する事項					
1 適切な保育の実施	(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第2	最低基準第47条
	(2) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。		※(適・要検討・否)		保育指針第1章3(1)(2)(3)(4)(5) 平30子保発第0330第2号
	ア 保育の目標を達成するために、保育の内容が組織的・計画的に構成され、総合的に展開されるよう、全体的な計画が作成されているか。	A・B・C			
	イ 全体的な計画に基づき、こどもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連した短期的な指導計画が作成されているか。	A・B・C			
	ウ 指導計画においては、こどもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定し、適切な環境を構成し、こどもが主体的に活動できるようにしているか。	A・B・C			
	エ 障がいのあるこどもの保育については、指導計画の中に位置付けるとともに、こどもの状況に応じた保育の実施のための計画を個別に作成しているか。	A・B・C			
	オ 保育士等は保育の計画や保育の記録を通して、保育実践の振り返り、自己評価を通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。	A・B・C			
	カ 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	A・B・C			最低基準第50条
	(3) 小学校教育との円滑な接続が行われているか。		※(適・要検討・否)	なし	平30子保発第0330第2号 保育指針第2章4(2)
	ア 架け橋カリキュラムを作成し、幼児期にふさわしい生活を通して、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮した保育を行っているか。	A・B・C			
	イ 就学に際し、保育所児童保育要録を作成し、市教育委員会等と連携しながら小学校へ送付されているか。	A・B・C			
	(4) 保護者に対する支援は適切に行われているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	最低基準第49条 保育指針第4章2(2)(3) 虐待防止法第5条、第6条
	ア 保育所の特性を生かし、保護者がこどもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めているか。	A・B・C			
	イ 様々な機会を活用しこどもの日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めているか。	A・B・C			
	ウ こどもに障がいや発達上の課題が見られる場合には、市や関係機関と連携、協力を図り、保護者に個別の支援を行うよう努めているか。	A・B・C			
	エ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っているか。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所等へ通告し、適切な対応を図っているか。	A・B・C A・B・C			
	オ 地域の住民に対して保育に関する相談に応じ助言を行うとともに、保育所の保育に関する情報提供を行うよう努めているか。	A・B・C			法第48条の4
	(5) 児童の処遇状況を明らかにできる帳簿を整備しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第6－1	最低基準第19条 平10児第1357号

項 目		指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
2	給食	(1) 適切で衛生的な給食の提供に努めているか。		※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	平10児発第86号 平16雇児発第0120001号 大量調理マニュアル 最低基準第14条、第15条
		ア 給食日誌の記録が適正に行われているか。	A・B・C			
		イ 食中毒対策が適正に行われているか。	A・B・C			
		ウ 毎回、検食を行っているか。	A・B・C			
		エ 調理に携わる職員は定期的に検便検査を実施しているか。	A・B・C			
		オ 調理業務を委託している場合、契約内容等が遵守されているか。また、委託業務の遂行が困難となった場合の業務代行保証を委託契約書に定めているか。	A・B・C			
		カ 地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供に努めているか。	A・B・C			
		(2) 食育の推進を適切に行っているか。		※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	保育指針第3章2 (1) (2)
		ア 食育の計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めているか。	A・B・C			
		イ 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の心身の状態等に応じ、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応しているか。 また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	A・B・C			
3	入所児童の健康診断 ・衛生管理等	(1) 入所児童の健康診断は適切に実施されているか。		※ (適・要検討・否)	第7	最低基準第14条、第16条 保育指針第3章1 (2) (3)、3 (1) 平17社援発第0222002号 感染症ガイドライン
		ア 入所時の健康診断、年2回の定期健康診断を実施しているか。	A・B・C			
		イ 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。	A・B・C			
		ウ 上記のほか、体重、身長、などの計測を定期的に行い、発育・発達の状態を把握しているか。	A・B・C			
		エ 健康診断等の結果は適切な保育の実施に活用するとともに、保護者がこどもの状態を把握できるように、家庭への連絡を行っているか。	A・B・C			
		オ 健康診断の結果に応じて市や保健所、医療機関と連携を図っているか。	A・B・C			
		(2) 施設内外の衛生管理は適切に実施されているか。		※ (適・要検討・否)		
		ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持し、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めているか。	A・B・C			
		イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生の疑いがある場合には、嘱託医、市、保健所等に連絡するとともに、保護者や全職員に周知し、協力を求めているか。	A・B・C			
		ウ 医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしているか。	A・B・C			

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
4 児童の権利擁護	(1) 職員は、入所中の児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	なし	最低基準第6条 保育指針第1章 最低基準第11条、第12条 法第33条の10
	(2) 職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (被措置児童等虐待に当たる行為：児童福祉法抜粋) 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	(実地確認)	
	(3) 職員による、障がい児を含む入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	平12児発第471号 障害者虐待防止法第30条
5 苦情解決	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組みを行っていること。		※ (適・要検討・否)	第8	社福法第82条 平12社援第1352号 最低基準第21条
	ア 苦情解決の仕組みを設けているか。 (注) 苦情解決の仕組み ① 苦情受付担当者 (窓口職員等) ② 苦情解決責任者 (施設長、理事長等) ③ 第三者委員 (福祉関係者、有識者、監事、評議員等)	A・B・C			
	イ 苦情解決の第三者委員に報酬を支払っていないか。	A・B・C			
	ウ 苦情解決の要領 (マニュアル) を定めているか	A・B・C			
	エ 苦情解決の仕組みを利用者に知らせているか。 (注) 周知の方法例 ① 事業所窓口への掲示 ② 広報への掲載 ③ 利用契約締結時の説明と書面交付	A・B・C			
	オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。	A・B・C			

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
第 2 保育所施設運営管理に関する事項					
1 児童の生活環境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。		※（適・要検討・否）	第 5	最低基準第6条、第45条 保育指針第3章3 平13雇児保第11号 平10雇児第302号 平10文初幼第476号 平14雇児総発第0318001号 平14雇児総発第111101号 平18雇児総第0628001号 平18雇児総発第0803002号 平23雇児保発1028第1号
	ア 施設の設備構造は、換気、採光等の保健衛生や児童の安全に考慮して設けられているか。また、その維持管理は適切に行われているか。	A・B・C			
	イ 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、医務室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所が設けられているか。	A・B・C			
	ウ 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えるとともに、その安全性に配慮しているか。	A・B・C			
2 施設の運営管理体制の確立	（1）認可定員・利用定員を遵守しているか。 また、利用定員を超えて保育を実施している場合は、入所児童数に照らし、最低基準を満たしているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第 3	最低基準第46条 平10雇児第73号 平10児保第3号 平26府政共生第859号第3（2）
	（2）必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、給与規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 【公立は回答不要】	A・B・C	※（適・要検討・否）	第 6－2	最低基準第18条
	（3）施設運営に必要な職員を適切に配置しているか。		※（適・要検討・否）	第 4－1 第 4－2 第 4－3	最低基準第46条 平12雇児第296号 平10雇児第302号 平10文初幼第476号 平10雇児第85号 平10雇児第305号 平27雇児発0331第17号 平28雇児発0218第2号 令5こ成保21
	ア 保育士は入所児童数に照らし、適切に配置しているか。 ・短時間勤務（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）以外の者）の保育士を定数の一部に充てている場合、満たすべき条件 ①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。 ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。	A・B・C			
	イ 乳児9人以上を入所させる保育所にあつては、保健師・看護師・准看護師のいずれかが配置がされているか。なお、一時的にこの基準を満たせなくてもやむを得ないものであるが、その場合であっても基準を満たすよう努力すること。 乳児6人以上9人未満入所させる保育所にあつては、保健師・看護師・准看護師のいずれかを配置するよう努力すること。	A・B・C			

項 目		指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
		ウ 嘱託医及び嘱託歯科医を適切に配置しているか。また、契約は書面により締結されているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第7	最低基準第46条
		エ 調理員等の職員を適切に配置しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第4－1 第4－2	最低基準第46条 令8こ成保306
		(4) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。【公立は回答不要】	A・B・C	※（適・要検討・否）	第4－1 第4－2	最低基準第10条
		(5) 施設長に適任者が配置されているか。【公立は回答不要】		※（適・要検討・否）	第4－1 第4－2	社福法第66条 最低基準第10条 平8福第329号
		ア 施設長の資格要件は満たされているか。	A・B・C			
		イ 施設長は専任者が確保されているか。	A・B・C			
		ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	A・B・C			
		(6) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	平19厚告示第289号
		(7) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	平10児保第3号2
	3 必要な職員の確保と 職員処遇の充実	(1) 労働基準法等関係法規を遵守しているか。【公立は回答不要】		※（適・要検討・否）	第9	ア 労基法第32条 イ 労基法第89条、第90条 ウ 労基法第89条 エ 労基法第24条、第32条の4、第36条
		ア 週40時間勤務体制が実施されているか。	A・B・C			
		イ 就業規則を制定及び改正した際は、職員代表の意見書を添付し、所轄の労働基準監督署へ届け出ているか。	A・B・C			
		ウ 就業規則と現況の勤務形態に不一致はないか。	A・B・C			
		エ その他の労働基準法に基づく届出、許可及び労使協定は適切に行われているか。	A・B・C			
		(2) 職員への健康診断等健康管理は適正に実施しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第9	労安規則第44条～45条
		(3) 職員の資質向上に関する取組について、その推進に努めているか。		※（適・要検討・否）	第10	最低基準第9条
		ア 施設長は、体系的・計画的な研修機会を確保し、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加できるよう努めているか。	A・B・C			
		イ 施設長は、法令等を遵守し、施設長としての専門性の向上に努めているか。	A・B・C			
		(4) 職員の処遇状況を明らかにできる帳簿を整備しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第6－3 (実地確認)	最低基準第19条
4 防災対策の充実強化		(1) 防火管理者の選任及び届出を行っているか。		※（適・要検討・否）	第11	消防法第8条 同施行令第1条の2、第3条1項 同規則第3条の2
		防火管理者を選任するとともに、防火管理者の届出を行っているか。	A・B・C			

項 目		指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
		(2) 具体的な消防計画を樹立し、消防署に届出を行っているか。		※ (適・要検討・否)	第11	消防法第8条 同施行令第3条の2 同規則第3条 平25児第604号 最低基準第7条 保育指針第3章4 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2 津波法第71条
		ア 具体的な消防計画を立てるとともに、届出を行っているか。 また、当該計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は防火管理者に行わせているか。	A・B・C			
		イ 施設の所在する地域の環境及び児童の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画（災害対応マニュアル）を立てているか。また、その内容を全職員に周知しているか。 (実効性を高めるために各種災害に対する専門的な知識を有する関係機関（消防署など）や、地域防災計画を定める市から指導・助言を受けているか。)	A・B・C			
		ウ 非常災害に関する具体的計画（災害時対応マニュアル）には下記の事項が盛り込まれているか。 【最低限盛り込むべき事項】 ①避難経路 ②避難場所 ③自力で避難行動ができない利用者の避難方法	A・B・C			
		エ 非常災害に対処する組織的活動体制が確立されているか。	A・B・C			
		オ 近隣の施設・地域住民(地域の自主防災組織等を含む)との協力体制が確立されているか。	A・B・C			
		カ 非常時連絡系統図は作成されているか。	A・B・C			
		キ 非常時の入所児童の保護者等への引継方法について、具体的に検討されているか。また、非常災害に対する具体的な計画を保護者に周知しているか。	A・B・C			
		ク 市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内の要配慮利用施設に該当するか。 ※要配慮利用施設に該当するか否か不明な施設については、市防災担当課へ確認の上、回答してください。 (ア) 市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内 (イ) 市地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内 (ウ) 市地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当			
		(ケ～サは上記要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)				
		ケ 水害、土砂災害、津波に対応した避難確保計画を作成しているか。	A・B・C			
		コ 作成した計画は市担当部局へ報告しているか。	A・B・C			
		サ 水害、土砂災害、津波に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。	A・B・C			
		(3) 安全計画及び消防計画等に基づく防災の取組が適正に行われているか。		※ (適・要検討・否)	第11	最低基準第7条 消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 平16消防庁告示第9号
		ア 避難訓練及び消火訓練の計画を安全計画に記載し、少なくとも毎月1回は訓練を行っているか。	A・B・C			
		イ 消防器具や非常口等の避難経路の自主点検は、自主点検表を作成し、定期的に行っているか。	A・B・C			
		ウ 防災設備等は専門業者による定期的な点検が行われているか。	A・B・C			

項 目		指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等		
		(4) 不審者対策等、防犯についても配慮しているか。		※ (適・要検討・否)	第11	平13雇児総発第402号 保育指針第3章3(2)		
		ア 不審者侵入など緊急時の安全確保に関して、職員の緊急体制を整備したうえで、防犯の取組について安全計画に記載し、訓練等を計画的に実施しているか。	A・B・C					
		イ 市、警察署、地域の団体等と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制が整備されているか。	A・B・C					
5 秘密保持		職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所児童又はその家族の秘密を漏らしていないか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	第6－3	法第18条の22 最低基準第20条		
		また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	A・B・C					
6 事故防止及び事故発生時の対応		(1) 事故防止の対応を適切に行っているか。		※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	保育指針第3章3(2) 最低基準第7条の3 平14福第174号 平18福第118号 令8こ成安第45号 平12児発第471号 平28府子本第192号		
		ア 安全計画を策定するとともに、事故発生防止のための指針を整備しているか。	A・B・C					
		イ 「事故事例」や「ヒヤリ・ハット事例」の収集と分析を行い、その結果を踏まえ安全計画及び事故発生防止のための指針を定期的に見直しているか。	A・B・C					
		ウ 安全計画及び事故発生防止のための指針を全職員に周知し、事故発生防止の取組を徹底するために、園内研修等を実施しているか。	A・B・C					
		(2) 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。						
		ア 乳幼児突然死症候群の予防に努めているか。医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合を除き、乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮することや、児童を一人にしないこと等、安全な睡眠環境を整えているか。	A・B・C					
		イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	A・B・C					
		ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 また、児童の年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をしているか。	A・B・C					
		エ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的を実施しているか。	A・B・C					
		オ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	A・B・C					
		(3) 事故発生時及び事故後の対応を適切に行っているか。					※ (適・要検討・否)	第12
		ア 事故が発生した場合には、市の関係機関に速やかに連絡・報告しているか。	A・B・C					
		イ 事故が発生した場合には、児童の保護者に速やかに連絡・報告するとともに、事故原因を調査し、具体的な再発防止策について説明しているか。	A・B・C					

項 目		指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
		ウ 重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。	A・B・C			
7	業務継続計画の策定等	業務継続計画は適切に策定されているか。		※（適・要検討・否）	なし （実地確認）	最低基準第13条
		ア 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めているか。	A・B・C			
		イ 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的の実施するよう努めているか。	A・B・C			
		ウ 職員に対し、必要な訓練を定期的の実施するよう努めているか。	A・B・C			
		エ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うよう努めているか。	A・B・C			
8	安全計画の策定等	安全計画は適切に策定されているか。		※（適・要検討・否）	第13	最低基準第7条の3
		ア 児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項について計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	A・B・C			
		イ 職員に対し安全計画について周知するとともに、研修を定期的の実施しているか。	A・B・C			
		ウ 職員に対し、訓練を定期的の実施しているか。	A・B・C			
		エ 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し安全計画に基づく取組内容等について周知しているか。	A・B・C			
		オ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて、安全計画の変更を行っているか。	A・B・C			
9	自動車を運行する場合の所在の確認	【通園や園外活動等のために自動車を運行している場合のみ回答】自動車を運行する場合の所在の確認を適切に行っているか。		※（適・要検討・否）	第13	最低基準第7条の4
		ア 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	A・B・C			
		イ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。	A・B・C			
第3 その他						
1	前回指導監査指摘事項の改善状況	前回の指導監査で改善状況報告書の提出を要する指摘又は改善状況報告書の提出を要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第14	

第2 開設時間等（本文第1の1（1）関係）

(1) 開所（開設）時間

■ 保育所

（資料作成日現在）

区分	※開所（開設）時間	延長保育時間（早朝）	延長保育時間（夕方）
平日	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
土曜	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
日曜・祝日	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分

（注）延長保育時間を含め公表している開所時間

(2) 保育所の閉所状況

（前年度実績）

時期	期間	希望保育の有無
夏期	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
年末年始	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
年度末	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無

（注）その他の時期に閉所した場合は適宜空欄に記入してください。

第3 入所児童等の状況
(1) 保育所（本文第2の2（1）関係）

■当年度

定員
人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所要率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所要率	%
--------------	---

■前年度

定員
人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所要率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所要率	%
--------------	---

（注） 1 年間平均在所要率は「各月初日の在所児童数の総和を各月初日における認可定員の総和で除した数値」を記入してください。

第4-1 職員の配置状況（本文第2の2（3）・（4）・（5）関係）

(1) 配置基準（要件）と現員数

■ 保育士（最低基準）

（資料作成日現在）

黄色いセルを必ず入力してください

〔常勤勤務時間数（週）〕
（時間分） × 日 = 0.00 時間（週）

	在所 児童数 （人）	旧基準		新基準		現員 （人）		
		児童数に対 する必要数 （最低基準）	必要人員 （人）	児童数に対 する必要数 （最低基準）	必要人員 （人）		うち 常勤 保育士	うち 非常勤 保育士
0歳児		3:1	0	3:1	0	0	0	
1歳児		3:1	0	3:1	0	0	0	
2歳児		6:1	0	6:1	0	0	0	
3歳児		20:1	0	15:1	0	0	0	
4歳以上児		30:1	0	25:1	0	0	0	
フリー						0		
合計	0		0		0	0	0	0

自動計算されます。
第4-2職員名簿の勤務形態及び
勤務日数・時間を入力してください。

（注）1 必要人員（保育士）欄は、在所児童数に対する最低基準上の必要数を記入してください。（計算方法は下記①②を参照。）

① 年齢区分毎の計算においては、小数点第2位以下を切捨て（小数点第1位までを表示）。

② 年齢区分毎に算出した数値を合計し、最後に小数点第1位を四捨五入（小数点以下は表示しない）。

2 現員の内訳欄のうち、非常勤保育士欄は、常勤保育士を1とした場合の、それぞれの勤務時間に応じた数値（常勤換算による数値）を記入してください。

短時間勤務保育士の保育士及び常勤の保育士以外の保育士の1か月の勤務時間数の合計 / 各保育所の就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間数
＝ 常勤換算値

3 本表に無資格の保育補助者数を記入しないでください（次頁の「■ その他の職員」として記入してください）。

4 保健師、看護師又は准看護師1人を保育士1人としてみなす場合は、本表の現員数にその数を加えるとともに、次頁の「■その他の職員」にもその数を記入してください。

※保健師、看護師又は准看護師を2人以上雇用していても保育士としてみなせるのは1人のみ

■ その他の職員（資料作成日現在）

職種	必要人員 (人)	現員 (人)
所長（園長）	1	
嘱託医	内科1	
	歯科1	
調理員	定員 に応じて 1～3	
保育業務の 補助者（有資格者）		
保育業務の補助者（無資 格者）,配置特例職員		
その他の職員		
合計		0

※ 調理員等は定員20人以下の保育所で1人、21人以上150人以下で2人、151人以上で3人の配置が必要です。

（注） 1 所長（園長）が保育士（有資格者）である場合も前ページの「■ 保育士」には記入せず、本表に記入してください。

2 調理業務を外部業者に委託する場合についても本表に従事者数を記入してください。

3 未満児保育事業（市補助事業）を実施し、かつ乳児を9人以上入所させる場合に1人の配置が必要です。（未満児保育事業実施要綱）（一時的にこの基準を満たせなくてもやむを得ないものであるが、その場合であっても基準を満たすよう努力すること。）

第4-2 職員名簿（No.1）（本文第2の2（3）・（4）・（5）関係）

（資料作成日現在）

職種 (例:園長・保育士 ・調理員)	業務種別		氏名	業務に関連する資格			経験年数（令和8年4月1日現在）			勤務形態	勤務日数・時間			備考
				資格の名称 (例:保育士 ・幼稚園教諭)		取得年月日	当保育所就職年月日 (同一法人の他保育所を含む)		他の保育所・事業所での通算の勤続年数		日/週	時間	分	
(記載例) 保育士		0歳児	〇〇 〇〇	保育士	H	18.4.1	H	20.4.1	2	常勤	5	7	45	
				幼稚園教諭	H	18.4.1								
(記載例) 保育士		一時預かり専任	〇〇 〇〇	保育士	H	30.4.1	R	5.4.1	5	非常勤	4	5	00	
						.								
1						.		.						
						.		.						
2						.		.						
						.		.						
3						.		.						
						.		.						
4						.		.						
						.		.						
5						.		.						
						.		.						
6						.		.						
						.		.						
7						.		.						
						.		.						
8						.		.						
						.		.						
9						.		.						
						.		.						
10						.		.						
						.		.						
11						.		.						
						.		.						
12						.		.						
						.		.						
13						.		.						
						.		.						

別表4

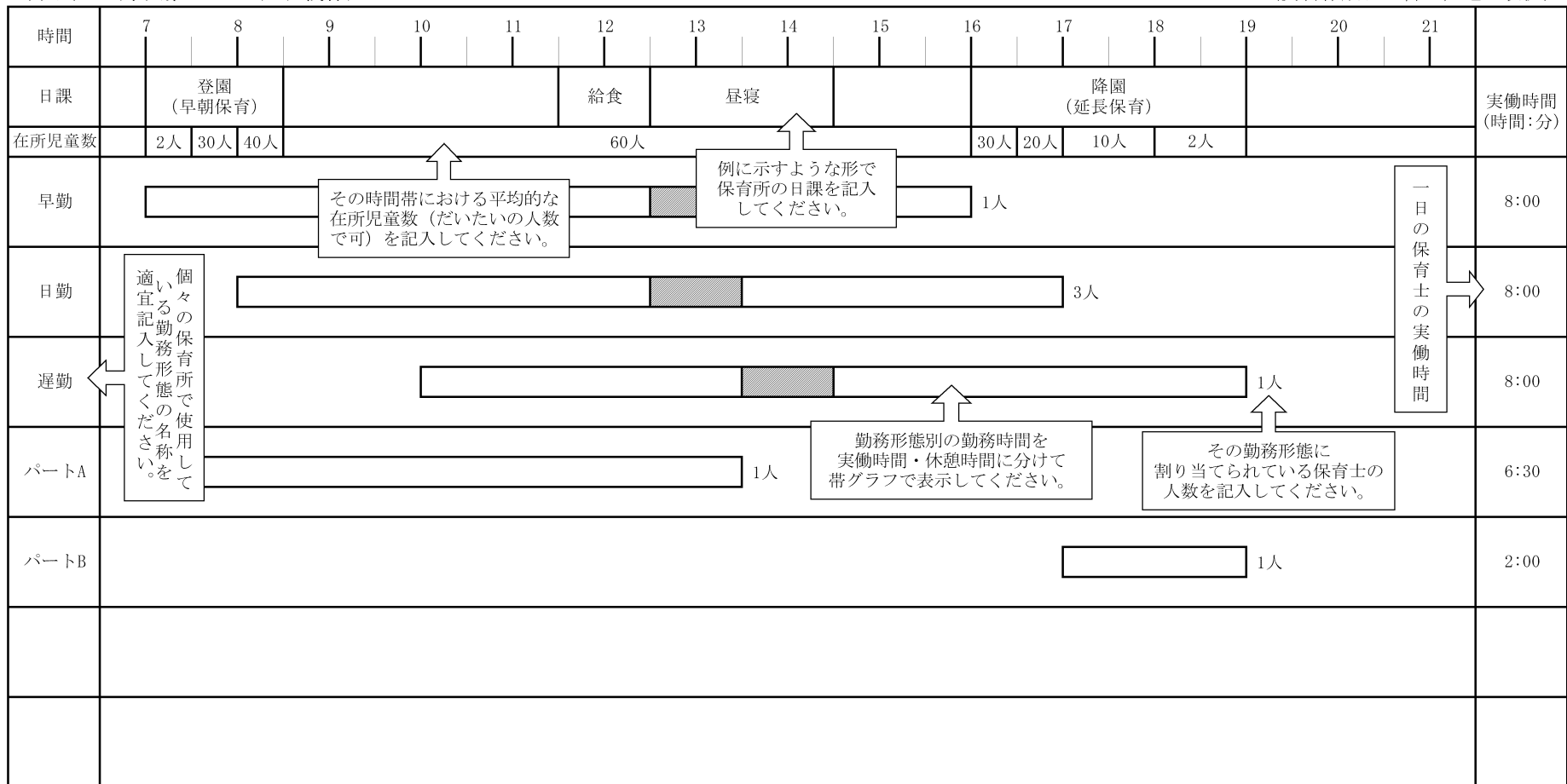
- (注) 1 本表は保育所に勤務する全ての職員について、(1)の各表と対応するように作成してください。
- 2 一時預かり事業・子育て支援事業・他事業の専任・兼任職員である場合は、にその旨を記入してください。
- 3 他事業の専任・兼任職員については、備考欄に事業内容を記入してください。
- 4 休職中（育児休業等）の職員については、備考欄にその旨を記入してください。
- 5 嘱託医及び業務を委託している場合の調理員については記入不要です。

※職員名簿の欄が足りない時は127行と268行の間を再表示してください。

第4-3 在所児童数に対する保育士の配置状況
(平日) (本文第2の2(3)関係)

記載例

(資料作成日を含む直近の状況)



- (注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士(保育に直接従事する者(園長・主任保育士を除く)・パート保育士も含む)の配置状況を記載してください。
2 無資格の保育補助者についても記載してください。
3 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例 実働時間 休憩時間

別表4

(平日)

(資料作成日を含む直近の状況)

時間	7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21	
日課																													実働時間	
在所児童数																														
																														実働時間 (時間:分)

- (注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士（保育に直接従事する者（園長・主任保育士を除く）・パート保育士も含む）の配置状況を記載してください。
- 2 無資格の保育補助者についても記載してください。
- 3 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例 実働時間 休憩時間

別表4

(土曜日)

(資料作成日を含む直近の状況)

時間	7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		
日課																														実働時間	
在所児童数																															
																															実働時間 (時間:分)

- (注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士（保育に直接従事する者（園長・主任保育士を除く）・パート保育士も含む）の配置状況を記載してください。
2 無資格の保育補助者についても記載してください。
3 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例

--

 実働時間

--

 休憩時間

第5 設備の状況（本文第2の1関係）

(1) 入所児童の状況 (資料作成日現在)

定員	入所児童の年齢別（発育状況別）内訳					
	①	②	③	④	⑤	⑥
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
人	人	人	人	人	人	人
						0

(2) 必要な設備及び面積

■ 最低基準

(資料作成日現在)

	面積基準 ((1)との関係式)	必要面積 (㎡)	数量	届出面積 (㎡)
保育室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)×1.98)	0.00		
遊戯室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)×1.98)	0.00		
乳児室	0歳児の数×1.65㎡ (①×1.65)	0.00		
ほふく室	1歳児の数×3.3㎡ (②×3.3)	0.00		
屋外遊技場	2歳以上児の数×3.3㎡ ((③+④+⑤)×3.3)	0.00		
医務室	なし			
調理室	なし			
便所 (児童用)	なし			

- (注) 1 / (斜線部) は面積基準がないため記入不要。設備を有しているのみで可。
2 保育室及び遊戯室について、どちらかを有し、かつそのどちらかが面積基準を満たしていれば可。
3 屋外遊戯場について、設備がなくても近隣にこれに代わる公共施設等があれば可。
4 幼稚園と共用化された施設の保育室については、保育所専有面積（按分したもの）を記入してください。

(3) 施設の安全点検の状況 (資料作成日現在)

	実施の有無	頻度
施設	有 ・ 無	
保育室	有 ・ 無	
遊具	有 ・ 無	

第6－1 保育所に備えるべき帳簿の整備状況（本文第1の1（5）関係）

（資料作成日現在）

帳簿の種類	有無	帳簿の種類	有無
施設運営・処遇関係		給食関係	
1 事務日誌	有 ・ 無	1 給食運営会議議事録	有 ・ 無
2 児童在籍票	有 ・ 無	2 食品群別荷重平均成分表	有 ・ 無
3 保育所入所承諾書（市町村から送付されたもの）	有 ・ 無	3 保育施設等における栄養給与目標量	有 ・ 無
4 出席簿	有 ・ 無	4 食品構成表	有 ・ 無
5 全体的な計画	有 ・ 無	5 予定実施献立表及び給食日誌	有 ・ 無
6 指導計画（長期的計画）	有 ・ 無	6 乳児用予定実施献立表	有 ・ 無
7 指導計画（短期的計画）	有 ・ 無	7 検食簿	有 ・ 無
8 保育経過記録	有 ・ 無	8 離乳食の検食簿	有 ・ 無
9 保育日課表	有 ・ 無	9 衛生管理チェックリスト（調理従事者用）	有 ・ 無
10 健康診断票	有 ・ 無	10 衛生管理チェックリスト（調理室用）	有 ・ 無
11 歯の検査（管理）票	有 ・ 無	11 月間給食食品量表	有 ・ 無
		12 給食材料発注書（兼 検収簿）	有 ・ 無
		13 在庫食品確認表	有 ・ 無

第6－2 運営に必要な規程等の整備状況（本文第2の2（2）関係）

（資料作成日現在）

帳簿の種類	有無	制定年月日	直近の改正年月日	理事会承認の有無
管理（運営）規程	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
就業規則	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
給与規程	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
旅費規程	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
経理規程	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
退職手当支給規則	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
事務委任規則	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
育児休業規程	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無
公印規程	有 ・ 無	S ・ H . .	S ・ H . .	有 ・ 無

※公立は回答不要

第 6－3 職員の状況を明らかにする帳簿の整備状況（本文第 2 の 3（4）・5 関係）
 （資料作成日現在）

帳簿の種類	有 無	備 考
職員名簿	有（紙・システム） ・ 無	
履歴書	有（紙・システム） ・ 無	
資格証明書の写し	有（紙・システム） ・ 無	
保育士登録証の写し	有（紙・システム） ・ 無	
出勤簿	有（紙・システム） ・ 無	
健康診断の記録	有（紙・システム） ・ 無	
休暇簿	有（紙・システム） ・ 無	
出張命令簿	有（紙・システム） ・ 無	
時間外勤務命令簿	有（紙・システム） ・ 無	
秘密保持誓約書	有（紙・システム） ・ 無	

第7 入所児童の健康診断の実施状況（本文第1の3（1）・第2の2（3）ウ関係）

(1) 嘱託医の配置状況

（資料作成日現在）

	医師名	勤務する医療機関 等の名称	委嘱に関する 書類の有無	委嘱した日
嘱託内科医			有 ・ 無	年 月 日
嘱託歯科医			有 ・ 無	年 月 日

(2) 健康診断等の実施状況

■ 定期入所児童について

（前年度実績）

	実施月			健診結果等の 保護者等への連絡状況
定期内科健診	1回目 月	2回目 月	その他	書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）
定期歯科健診	1回目 月	2回目 月	その他	書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）
尿検査 (4歳児・5歳児)				書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）
身体計測	毎月 ・ その他（ ）			書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）

■ 年度途中入所児童について

（前年度実績）

	実施の有無
入所時の内科健診	有 ・ 無 ・ 実績なし

■ 眼科健診及び耳鼻科健診について

（直近の実施状況）

	実施年	健診結果等の 保護者等への連絡状況
眼科健診		書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）
耳鼻科健診		書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）

(1) 苦情解決の仕組み

仕組みにおける役割	配置の有無	役職	氏名
苦情受付担当者	有 ・ 無		
苦情解決責任者	有 ・ 無		
第三者委員	有 ・ 無		

(2) 苦情の受付状況		(資料作成日現在)	
	当年度	前年度	前々年度
受付件数 (件)			

第9 労働基準法等関係（本文第2の3（1）・（2）関係）

（1）就業規則（給与・旅費規程含む）の直近の制定・改正・届出状況

制定(改正) 年月日	年 月 日
労基署への 届出年月日	年 月 日

※公立は回答不要

（2）労使協定の締結・届出状況（資料作成日現在）

24条 （賃金から法定控 除以外のものを控 除すること）	制定(改正) 年月日	年 月 日
	労基署への 届出年月日※	
32条の4 （1年単位の変形 労働時間制）	制定(改正) 年月日	年 月 日
	労基署への 届出年月日※	年 月 日
36条 （時間外・休日 労働）	制定(改正) 年月日	年 月 日
	労基署への 届出年月日	年 月 日

※24条協定は届出不要。32条協定は就業規則に定めた場合は届出不要。

※公立は回答不要

（3）職員の健康診断の状況（前年度実績）

実施年月日	対象者 (人)	受診者 (人)	実施内容
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

参考：労働安全衛生規則第44条に基づく実施項目

- | | |
|-------------------|---------|
| ①既往歴及び業務歴の調査 | ⑦肝機能検査 |
| ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 | ⑧血中脂質検査 |
| ③身長・体重・視力及び聴力の検査 | ⑨血糖検査 |
| ④胸部X線検査及び喀痰検査 | ⑩尿検査 |
| ⑤血圧の測定 | ⑪心電図検査 |
| ⑥貧血検査 | |

（③、④、⑥～⑨及び⑪の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと思えるときは省略することができます。）

第10 職員研修の実施状況（本文第2の3（3）関係）

(1) 施設が主催する内部研修 (前年度実績)

実施年月日	参加者 (人)	研修名・実施内容等
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

(2) 各種団体等が主催する外部研修 (前年度実績)

実施年月日	参加者 (人)	研修名・実施内容等
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

(注) 1 本表の作成は施設が作成した研修計画（実績）表等を添付することで省略可能です。

第11 消防・防災関係

(1) 防火管理者（本文第2の4（1）関係）（資料作成日現在）

防火管理者 職・氏名		
防火管理者資格 講習会の受講年月日	年	月 日
選任年月日	年	月 日
消防署への 届出年月日	年	月 日

(2) 消防計画等の作成状況（本文第2の4（2）・（4）関係）

消防計画の作成 （改正）年月日	年	月	日	(直近の状況)	
消防署への 届出年月日	年	月	日		
非常災害に対する計画（災害対応マニュアル）の有無とその名称	有 ・ 無				
盛り込むべき事項		避難経路	有 ・ 無	避難場所	有 ・ 無
		自力で避難行動ができない利用者の避難方法			有 ・ 無
避難確保計画の有無とその名称 （注1）（注2）	有 ・ 無				
不審者に対する計画（マニュアル）の有無とその名称	有 ・ 無				
地域住民等との協力体制の有無とその内容	有 ・ 無				
消防計画・災害対策計画等の周知方法	職員				
	保護者				
非常時連絡系統図の有無とその内容	有 ・ 無				

（注1）新潟市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当する場合に記入してください。

（注2）新潟市地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当する場合に記入してください。

※注1と注2いずれにも該当している場合は、それぞれを想定した訓練が別々に必要

(3) 避難・消火訓練等の実施状況（本文第2の4（3）・（4）関係）（前年度実績）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施状況 ※実施月に○	避難訓練	火災													
		地震													
		風水害													
		不審者													
		その他													
	消火訓練														
	水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練（注1）														
	津波に対応した避難確保計画に基づく訓練（注2）														
	訓練への消防署の立会														
	訓練への地域住民等の参加														
消防器具・避難経路等の自主点検															
専門業者等による防災設備の定期点検															
消防署による 検証指導の実施			実施年月日： 年 月 日												
			指導内容 ：												

第12 事故等の発生状況（本文第2の6（3）関係）

(前年度実績)				
発生日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録の有無	市への報告の有無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無

(前年度実績)				
発生日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録の有無	市への報告の有無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無
				家族等 有・無

(注) 医療機関を受診した事故等を中心に、保育所で「事故」と認識した事例を記入してください。

第13 児童の安全に関する取組状況（本文第2の8・9関係）

(1) 安全計画の策定状況（前年度実績）

安全計画の有無	有・無
研修実施日	
訓練実施日	
直近の見直しの実施日	

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認方法（資料作成日現在）

所在確認方法	
施設外移動時	送迎時
例：降車時の見回り実施、乗車前後の点呼実施、児童の出欠状況の共有 等	例：降車時の見回り実施、チェック表による所在確認実施、送迎する児童の名簿整備

第14 前回指導監査における指摘事項の改善状況（本文第3の1関係）

指摘事項		改善状況
改善状況報告書の提出を要する指摘事項	1.	
	2.	
	3.	
	4.	
	5.	
改善状況報告書の提出を要しない指摘事項	1.	
	2.	
	3.	
	4.	
	5.	
	6.	
	7.	
	8.	
	9.	

（注） 1 「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」はその後（改善状況報告書提出後）の状況を記入してください。